

2011年10月11日

参議院議員 小西 洋之

法律規制の「条例」と「政令」による特例措置の確保について

1. 問題の所在

被災地の円滑かつ迅速な復興を着実に成し遂げるためには、被災地を舞台に住民、特定地方公共団体、民間企業等の関係者の創意工夫が最大限発揮されるよう柔軟かつ迅速な規制特例が確保される仕組みを講じる必要がある。

- (1) 特に、未だ復旧段階にある被災地が多い中で、現在の内閣法案に盛り込まれた法律規制の特例措置（計15事項）では担保できない多くの特例の必要が復興計画の立案及び実行段階で生じることが想定され、これに対し、地域の自主立法である「条例」や、手続的に法律より機動的な対応が可能な「政令」による特例を設ける仕組みを導入する必要がある。
- (2) また、法律規制のみならず政省令規制にあっても同様のことが想定される。

しかし、現行の内閣法案にあっては、①法律規制の特例を条例や政令で設ける仕組み（あるいはそれを柔軟に可能とする仕組み）が存在しない※）、また、②政省令規制を条例により特例を設ける仕組みが措置されているものの、「国と地方の協議会」が規制所管省庁の主導となる場合、その実効性が懸念されるところである。

※「国会の立法権限の一部を委譲する案を、政府提案として国会に提出すべきではない」との考えによるものとされる。

2. 修正の方向性

【基本的な考え】

- 特定地方公共団体が規制所管省庁に萎縮することなく、また、専門的知見を有する規制所管省庁に劣後することなく、自らの発意で規制特例を設けることが可能となるような実効性を確保する。
- 条例や政令による特例については、憲法41条（国会中心立法）や同94条（法律と条例の関係）等を踏まえつつ最大限の可能性を追求する。
- 結果的に、国会の立法に依る他ないとされたものについても、その立法手続の実行性を確保する。

(1) 法律規制に対する「条例」の特例措置 【新設】

- 法第4条の「ノーアクションレター」、法第11条の「提案」の内容に条例案を含め、特定地方公共団体の条例案提案権を措置する。
 - 条例による法律の特例に対して、内閣が憲法94条「法律の範囲内」との関係で最大限柔軟な解釈を行うべく、特区制度の趣旨及び地方自治の本旨を踏まえた法律規制の「解釈指針」を措置する。（※内閣に説明責任及び迅速対応義務）
 - 上記までの「国と地方の協議会」における手続において、国会が内閣を監督するため、内閣から国会への協議結果等の「報告義務」を課す。（※この際、内閣は立法が必要な法律規制について内閣法案を提出する）
 - 同じく、国会の内閣への監督を確保するため、特定地方公共団体が認定特区計画の退出に際し、国会に直接に「意見」（※条例案を含む）を提出できることとする。
- 上記までのプロセスで、内閣が条例で特例を定めることができると判断したものは自治体において直ちに条例化すればよく、他方、内閣が条例では無理であると判断したものについては、国会における迅速な立法対応が可能となる。

(2) 法律規制に対する「政令」の特例措置 【新設】

国民に不利益を及ぼすおそれのない手続きの簡素化措置として、以下の規制特例措置を設ける。憲法41条（国会中心立法）を踏まえ、法律規制を政令による特例に委ねる際の「委任の個別具体性」を踏まえつつ、かつ、必要な担保措置を講じる。

- 現行の内閣法案に盛り込まれている法律による特例措置のうち、『復興推進計画の総理大臣の認定課程で（法定されている）規制所管大臣の「同意」によって当該大臣の「法律にもとづく処分行為」の代替措置が講じられているとみなすとしているもの』と同等の他の「法律にもとづく処分行為」について、これを通則化する特例措置を講じ、具体的な手続を政令で規律できるようにする。
- なお、国会による監督を担保するため、制定された政令については、国会に事後報告することとする。

(3) 政省令規制に対する「条例」の特例措置 【追加修正】

- 内閣法案では、政省令規制に対し「政省令で定めるところにより（条例で特例を設けることができる）」とされ、内閣又は規制所管省庁が定める当該政省令によって、特定地方公共団体の条例で設ける特例措置が不当に制約される恐れがある。

従って、当該政省令の制定に際し、条例の特性措置を最大限可能とすることを確保するようにする①「政省令の制定指針」を措置するとともに、②条例制定に際して定める政省令に対し一定の手続きルールを設ける。

- また、国会の内閣等への監督を担保するため、これら制定された政省令を年に数度国会に報告させることとする。

以上